

平成28年
第1回定例会
会議録

平成28年3月9日

平成28年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成28年3月9日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の中間報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 5 報告第 1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第 6 報告第 2号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・評価報告について
- 日程第 7 議案第 1号 平成27年度江差町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第 8 議案第 2号 平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 9 議案第 3号 平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第6号)について
- 日程第10 議案第 4号 平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第 5号 平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について
〔町 長 ～ 平成28年度町政執行方針表明〕
〔教育長 ～ 平成28年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第12 一 般 質 問
- 日程第13 議案第 6号 平成28年度江差町一般会計予算について
- 日程第14 議案第 7号 平成28年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第15 議案第 8号 平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第 9号 平成28年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第10号 平成28年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第11号 平成28年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第12号 平成28年度江差町港湾整備事業特別会計予算について

- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度江差町財政調整基金の処分について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 江差町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 江差町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 住所表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例の整理について
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 江差町逆川森林公園条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 江差追分会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

日程第 3 8 議案第 6 号～議案第 3 0 号
平成 2 8 年度江差町各会計予算並びに関連議案中

- 議会事務局・総務財政課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局税務課 所管分
- 議案第 1 7 号 江差町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
 - 議案第 1 8 号 江差町情報公開条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 1 9 号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 2 0 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
 - 議案第 2 1 号 檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について
 - 議案第 2 2 号 住所表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例の整理について
 - 議案第 2 3 号 檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	長	小	笠	原	淳	夫
議	員	薄	木	晴	午	
	〃	飯	田	隆	一	
	〃	室	井	正	行	
	〃	萩	原		徹	
	〃	小	梅	洋	子	
	〃	塚	本		眞	
	〃	西	海	谷	望	
	〃	若	山	明	廣	
	〃	小	野	寺	眞	
	〃	小	林	く	に	こ

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	長	田	畑		明	
教	長	新	木	秀	幸	
総	長	木	村		晃	
財	長	斉	藤	敏	己	
まちづくり推進課	長	出	崎	雄	司	
町民福祉課	長	清	水	直	樹	
健康推進課	長	白	鳥	智	子	
建設水道課	長	岸	田	雄	治	
追分商工観光課	長	大	坂	敏	文	
産業振興課	長	大	杉	則	明	
税務課	長	岸	田	礼	治	
ひのき荘	長	澤	口	純	一	
出納室	長	岸	田	眞	由	美
学校教育課	長	中	川		智	
社会教育課	長	尾	山		徹	
総務課	主幹	竹	内		強	
(議会事務局)						
局	長	太	田	誠		
書	記	秋	山	悦	子	

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成28年第1回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小林議員、小笠原議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

「薄木委員長」。

「薄木委員長」(報告)

おはようございます。

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、2月22日、3月2日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営について協議致しました。

今定例会には、平成27年度江差町一般会計補正予算(第12号)をはじめ30件の議案が提出されている他、報告2件、議員発議4件、一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえ、会期を、本日9日より14日までの6日間と致します。一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式を採用して行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制と致します。質問・答弁については、1回目の質問答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。

また理事者においては議員からの質問に対し、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とします。

今定例会は、主として、平成28年度各会計における予算審議であります。厳しい日程ではありますが、限りある財源を、最大かつ効果的に執行するため、建設的質疑が出来ることを強く望みます。

また、パネル等を用いた質問の形式については、これまで議会運営委員会で協議して参りました。委員会では、最低限の決まりとし、申し合わせ事項の詳細について別紙のとおりまとめ、決定致しました。平成28年度からの実施となりますが、実施に先立ち全協議会に対し説明の機会を設けたいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。

以上、議会運営委員会における報告を致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの6日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質問答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員から質疑に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了解をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管事務調査の中間報告についてを議題と致します。

総務産業常任委員会から、新幹線を活用した産業振興に関する事務調査について、会議規則第47条の規定に基づき、中間報告をしたいとの申し出がありますので、申し出のと

おり、中間報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会に付託の新幹線を活用した産業振興に関する事務調査について、委員会の中間報告を受けることに決定致しました。

それでは、「萩原委員長」。

「萩原委員長」(中間報告)

委員会の中間報告について。本委員会に付託された調査事件について、会議規則第47条の規定により中間報告致します。

1、調査事件

平成27年第3回定例会発議第9号、新幹線を活用した産業振興に関する事務調査について

2、調査経緯

(1) 本委員会は、3月26日に北海道新幹線がいよいよ開業するが、開業に伴う効果が一過性ではなく、持続的に経済効果がもたらされなければならないものであることから、開業効果を産業振興に結び付けるための対策について調査することとし、10月6日から3月2日までの計9回の調査を続けて参りました。

(2) 北海道新幹線開業に向けた江差町の取り組みについて担当課からのヒアリング、檜山振興局担当課及び木古内町を訪問し、広域連携をはじめとした、各種施策の取り組み状況についての意見交換、さらに、新幹線開業を既に経験している自治体の先例を学ぶため、当町と立地条件が類似している青森県八戸市近郊の南部町、田子町へ視察を行い調査を進めてきたところである。

調査の中間報告。

国道227号線中山峠間、道道江差木古内線の木古内・湯ノ岱間にはトイレ施設がない。又、道道江差木古内線の木古内・湯ノ岱間は、携帯電話が一区間が不通となっており、何れも、通行するにあたり不便な状況となっている。早急に関係町と連携して対策を講じ解消する必要がある。併せて、道道江差木古内線の道路改良を促進するよう関係機関に要請すべきである。

当委員会としては、開業後、数か月の経済効果や新函館北斗駅からの乗客の動向を踏まえ継続して調査する必要があるため、今定例会では緊急的事項に限り中間報告を致します。

以上で報告致します。

(議長)

以上で、委員長の中間報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望なしと認め、質疑を終結致します。

以上で、総務産業常任委員会の中間報告を終わりました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

総務産業常任委員会及び社会文教常任委員会から調査中の事件について、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり継続調査の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(行政報告)

おはようございます。私から行政報告3点について報告させていただきます。

最初に、檜山管内7町と東京23区(大田区)との連携事業に係る体制等について、ご報告申し上げます。

東京都大田区との連携事業は、国の地方創生交付金を主な事業財源とし、今年度から実

施されており、上ノ国町が代表町となり去る2月26日から3日間の日程で『北海道ひやま「食・観光フェア」』を実施するなど、事業展開をしております。この大田区との連携事業など檜山管内の広域連携事業として位置付けをし、平成28年度以降は檜山広域行政組合で担うこととなり、モニターツアー、食と観光フェア、檜山プロモーションビデオの作成等の事業を予定しているところでございます。

また、これら事業を実施するにあたり、専任する職員の配置が望まれていたことから、檜山振興局を通じ職員派遣を要望したところ、去る2月15日付けをもちまして、地域振興短期派遣として1年間の派遣が内定したところでございます。なお、道から一部事務組合への直接的派遣は規定上できないことから、変則的ではありますが、一旦は江差町で受け入れをし、檜山広域行政組合に派遣するという形になるものでございます。

以上のことから、檜山広域行政組合として共同処理する事務を追加する規約変更を、今定例会に提案させて頂いておりますことに加え、事業費として地方創生加速化交付金の内示があった時点で、各町が臨時議会等において補正し、その後、檜山広域行政組合に負担金として支出する予定となっておりますことをご報告申し上げます。

次に、江差町ほか2町学校給食組合不正経理事事故の刑事告訴について、ご報告申し上げます。

この件につきましては、昨年12月14日に江差警察署が函館地方検察庁に元栄養士を背任罪で書類送検した旨12月議会でご報告させて頂きました。その結果、平成28年2月25日付けで、元栄養士を不起訴にした処分通知書が検察庁から届きました。

これまで、学校給食組合としては、警察の捜査に全面的に協力してきたところではありますが、検察庁の捜査結果として不起訴ということになったものであり、これにより、本件についての刑事事件としては区切りがついたこととなります。

今後につきましては、江差町として組合の構成町と十分協議を進めながら、早期に保護者に給食費の返還が開始できるよう準備を進めて参りたいと思っておりますし、具体的な目途がつかましたら、議会にも改めてご報告申し上げます。

改めまして、組合長として、児童生徒はもとより保護者や地域の皆様に深くお詫びを申し上げ、このような不祥事が二度と発生しないよう誠心誠意努力することと、職員の意識改革を徹底させて頂き参りますのでご理解を頂きたいと思っております。

最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。

江差町字茂尻町345番地の17、ASA江差朝日新聞専売所所長、松崎浩様より、図書館の図書充実のためにと、平成2年から継続して図書のご寄贈を頂いており、今年度においても2回にわたり、図書24冊のご寄贈がありました。これまでご寄贈頂きました図書は1,537冊となり、町民の教養と文化の向上に寄与しているところでございます。

以上のご寄附がありましたことをご報告し、改めて深く感謝を申し上げ、行政報告を終わります。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第5、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成28年2月18日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方からご説明申し上げます。

議案書の2頁をお開きください。当事者でございますが、甲は江差町長、乙につきましては北海道函館方面江差警察署長でございます。

事故の概要ですが、平成27年12月28日、午前6時30分頃、町道陣屋楸川線、通称駅下の坂でございますが、国道との交差点付近におきまして、甲の所有する除雪車が除雪作業中に車両を旋回した際、誤って乙所有の規制標識に接触し、破損させたものでございます。

和解及び損害賠償額の概要でございますが、標識補修に係る費用が12万9,600円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修したものでございます。甲及び乙は、上記事故について、今後、どんな事情が生じて、いかなる名目を問わず、各自、相手方に対し、何ら請求をしないということで和解を終えたところでございます。今後の除

雪作業におきましては、十分注意を払って作業して参りますので、宜しくお願ひ致します。
以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望なしと認め、質疑を終結致します。

報告第1号については、これをもって報告済と致します。

(議長)

日程第6、報告第2号、江差町教育委員会に関する事務管理・執行状況の点検・評価報告についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、これをもって報告済と致します。

(議長)

日程第7、議案第1号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第12号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」 （提案説明）

議案第1号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第12号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、情報システムセキュリティ強化対策等14事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,945万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,151万5千円とするものでございます。

併せまして、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい、「財政課長」。

「財政課長」 （補足説明）

おはようございます。それでは私の方から、補正議案の方を説明させていただきます。まず補正予算議案書、別冊の議案書になってございます、そちらの3頁となります。

最初に情報システムセキュリティ強化対策でございます。資料は定例会資料、そちらの方の1頁目となります。この事業は、マイナンバーを扱うこととなったことに伴い、パソコンのネットワーク関係などにつきまして、セキュリティ向上の対策を講ずるものでございます。補正額は3,862万7千円、国庫支出金が565万円、起債が3,290万、一般財源が7万7千円となるものでございます。

次に、町税滞納管理システム管理でございます。事業費の執行見込みに伴い減額補正するものでございます。補正額は、71万4千円を減額するもので、全額一般財源を減額するものでございます。

次に、社会保障・税番号制度に係る通知カード・個人番号カード関連事務委任及び個人番号カード交付事務でございます。カードの交付に係る事業費及び事務費、それらの国からの交付金が再算定されましたことから、町の予算につきましても増額補正するものでございます。補正額は185万9千円、全額国庫支出金でございます。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業でございます。資料の2頁から3頁でございます。低所得者の高齢者や障害・遺族基礎年金受給者に対しまして給付金を給付するものでございます。補正額は3,998万9千円でございます。全額国庫支出金となるものでございます。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。低所得者・生活保護受給者の訪問介護等サービスの利用者負担軽減を行う法人に対する助成でございます。補正額は764万5千円、道支出金が573万3千円で、残り191万2千円が一般財源

となるものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出でございます。介護保険給付の増額に伴う特別会計への繰出金の補正でございます。補正額は129万5千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、障害福祉サービス等給付でございます。利用者の増加等に伴いまして、当初予算を超過する見込みとなったことから補正をお願いするものでございます。補正額は2,007万2千円、国庫支出金が1,003万6千円、道支出金が501万8千円、同額501万8千円が一般財源となります。

次に、更生医療給付でございます。生活保護受給者の入院等による医療費の増加に伴います補正でございます。補正額は422万円、国庫支出金が211万円、道支出金が105万5千円、同額105万5千円が一般財源となるものでございます。

次に、子ども・子育て支援システム改修（多子世帯保育料負担軽減対応）でございます。28年度より実施されます年収360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯の保育料軽減の算定のための電算システムの改修でございます。補正額は38万9千円、国庫支出金が19万4千円、残り19万5千円が一般財源となります。

次に、漁業経営基盤安定化対策、それから直轄港湾整備、それから町営住宅南が丘第1団地耐力度調査でございます。事業費の執行見込みに伴いまして減額補正するものでございます。漁業経営基盤安定化対策が300万円の減額で、全額一般財源でございます。直轄港湾整備が1,100万円の減額で、起債を990万円、一般財源を110万円減額するものでございます。町営南が丘第1団地耐力度調査でございますが、33万5千円を減額し、国庫支出金を16万8千円、一般財源を16万7千円減額するものでございます。

次に、公営住宅長寿命化対策（町営住宅南が丘第1団地長寿命化対策改修）でございます。資料の方4頁となります。当初、28年度予算で交付金事業として実施する予定でございましたが、北海道の方から交付金の枠がまだありますので前倒しで実施できないかということの打診がございまして、27年度事業として補正をお願いするものでございます。内容は、4棟16戸の外壁の補修で、うち2棟は屋根の改修もするものでございます。補正額は3,041万2千円、国庫支出金が1,284万4千円、残1,756万8千円が一般財源でございます。

次に、江差中学校グラウンド等整備でございます。起債の2次分の要望に伴う財源更正でございまして、起債を170万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

補正額合計で、1億2,945万9千円、国庫支出金が7,251万4千円、道支出金が1,180万6千円、起債が2,470万円、一般財源が2,043万9千円となります。

続きまして7頁をお開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費補正でございます。本年度中に事業の完了が見込めないものにつきまして、28年度に予算の繰越をお願いするものです。それぞれ記載の事業につきまして、金額の欄の予算額を繰越すものでござい

ます。

次に8頁、9頁となります。こちらの方、差し替えございまして誠に申し訳ございませんでした。年度当初から実施する必要のあるものにつきまして、契約や交付決定、そういった行為をするために、新年度が始まる前に行うために、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。一部あの追加ございました、柳崎パークゴルフ場に関しましては、簡易トイレ発注を受けてから製作されるなど納品までに時間がかかりますこと、また最終的に買い取ることとなる買い取りリースでありますことから、27年度から33年度までの債務負担行為として設定させて頂いたものでございます。その他におきましては、事業名、期間、限度額においては記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

次に11頁をお開き願いたいと思います。第4表、地方債補正でございます。今回補正しました情報システムセキュリティ強化対策の起債を追加致しまして、減額、財源更正致しました直轄港湾整備、それから江差中学校旧校舎解体及びグラウンド等整備の起債額を変更するものでございます。追加した起債の限度額、変更となった限度額及び記載の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとさせていただきます。

続きまして、20頁、21頁となります。個人番号カード交付事務と臨時福祉給付金事務におきまして時間外手当を補正しておりますので、給与費明細についても変更しております。内容は記載のとおりとさせていただきます。

次に22頁、23頁となります。こちらも差し替えとなつてございますので、宜しくお願い致します。先ほどご説明致しました債務負担行為の当該年度以降の予定額の調書となります。内容は記載のとおりとして割愛させて頂きたいと思います。

次に24頁となります。起債の方を追加、変更致しましたので、現在高の見込みの調書も変更するものでございます。内容は記載のとおりで割愛させて頂きたいと思います。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第12号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、後期高齢者支援金など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ452万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,769万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」（補足説明）

おはようございます。

補正予算議案書の27頁をお開きください。予算構成表でご説明致します。

3本の事業執行についての補正でございます。

一つ目は、後期高齢者支援金、18万8千円の増額補正でございます。後期高齢者支援金は後期高齢者医療制度における国保分の若年者の負担分でございます。財源内訳は、全額一般財源、繰越金を充当するものでございます。

二つ目は、国保のレセプト点検員の配置でございます。昨年12月議会で補正をした医療費適正化事業への予算振替から不執行が見込まれる経費、438万8千円を減額するものでございます。

三つ目は、過年度医療、過年度医療給付費負担金等の返還に伴う増額補正でございます。療養給付費の実績精算による国庫負担金等の返還金が生じたためのものでございます。補正額は872万6千円、財源内訳は全額一般財源、繰越金を充当するものでございます。

補正額合計は、増減相殺致しまして、452万6千円の増額でございます。以上、ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議」なしの声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）

議案第2号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第3号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第6号)について議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第6号)についてでございます。

今回の補正内容につきましては、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,036万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,848万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

おはようございます。私の方から補足説明させていただきます。補正予算議案書39頁の予算構成表でご説明致します。

保険事業勘定における補正でございます。保険給付費におきまして、サービス利用者の増加等により予算の不足見込額が生じたことから補正が必要となったものでございます。

不足するサービス費等は記載のとおりで、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費でございます。事業の合計は、1,036万7千円、財源内訳は国庫支出金が252万9千円、道支出金が166万8千円、その他特定財源が419万7千円、一般財源は繰越金で197万3千円でございます。特定財源は、支払基金交付金が290万2千円と一般会計繰入金129万5千円でございます。

以上、ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第3号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第6号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第4号、平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第4号、平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、江差・上ノ国下水道管理センター汚泥処理委託業務など3つの委託業務の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方からご説明申し上げます。補正予算議案の50頁をお開きください。公共下水道事業特別会計の債務負担行為の補正をお願いする事項でございます。

まず第一点目は、五勝手中継ポンプ場電気設備保守委託でございます。期間につきましては、27年から28年度、限度額は25万7千円となっております。

次に、江差上ノ国下水道管理センターの電気設備保守委託でございます。期間につきましては、同じく27年度から28年度で、限度額につきましては、37万4千円となっております。

最後に、江差上ノ国下水道管理センター汚泥処理委託でございます。こちらにつきましても、同じく27年度から28年度でございまして、限度額は603万3千円となっております。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第4号、平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第5号、平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正内容につきましては、水道メータ検針及び開閉栓業務委託及び電気工作物保安管理業務委託の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、こちらにつきましても私の方からご説明申し上げます。補正予算議案の55頁をお開きください。水道事業会計の債務負担行為の補正をお願いする事項でございます。

まず第一点目は、水道メータ検針及び開閉栓業務委託でございます。期間につきましては、27年度から28年度でございます。限度額は357万5千円となっております。

次に、電気工作物保安管理業務委託でございます。こちらにつきましても期間は同じく27年度から28年度で、限度額につきましては40万2千円となっております。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第5号、平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます

(議長)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。